

1 本指針の目的

本指針は、公募によらずに現行の指定管理者を再指定する場合の、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第27号。以下「条例」という。）第5条第1項で定める「管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる」と認められる」場合や手続等を定めるものである。

2 条例第5条第1項で定める「認められる」場合

条例で定める「管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる」と認められる」場合とは、狛江市長が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）第4条第3号の趣旨に則し、次に掲げる基準に該当するものとする。

- (1) 協定関係書類（協定書、仕様書、事業計画書、収支計画書）に基づく要求水準を確保し、事業執行が適正になされていると認められる場合
- (2) 当該施設の管理に係る課題や問題点を把握し、改善内容の検討や改善を行うことにより、より効率的かつ効果的な公の施設の管理を追及していると認められる場合
- (3) 施設管理の収支、団体の経営状況等から、継続的かつ安定した管理運営を行うことができると認められる場合

3 公募によらない指定管理者再指定の手続

公募によらずに現行の指定管理者を再指定する際の手続については、次のとおりとする。

(1) 条例に定める書類の提出

継続の意思を確認するために、当該再指定する団体に条例第3条各号に定める書類の提出を求める。

(2) 当該指定管理団体の検証

当該指定管理団体の検証は、規則第3条に定める選定委員会に代えて、指定管理者検証委員会を別途設けて行うものとする。

(3) 当該指定管理団体への再指定の決定

前号の検証委員会の検証結果を受けて、狛江市指名業者選定委員会の議を経て決定する。

4 その他

この指針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この指針は、平成22年1月5日から適用する。